

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きを予定されて いる方へ

- 令和3年3月1日以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、精神障害者保健福祉手帳の有効期限までに更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方について、やむを得ず更新期限までに診断書を入手することができない個別具体的な理由がある場合は、申請書及び理由書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限から一定期間（有効期限の属する月の翌月から一定期間（およそ数か月程度））は診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとします。
（申請は必ず行ってください。）

- ※ 当取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響により、医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、やむを得ず通常の申請手続きを取ることができない個別具体的な理由がある方のみが対象となります。
更新期限までに診断書を入手できる方につきましては、通常の手続きを行ってください。
- ※ 書類は申請窓口（住所地を管轄する市町村の担当課窓口）で入手できます。

- 申請の後、一定期間内（およそ数か月程度以内）に改めて診断書を御提出いただく必要があります。

- 改めて提出いただいた診断書により等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付された手帳と引き換えに新たな等級の手帳を交付します。